

※別添1ないし別添4においては、それぞれ、別添の添付を省略しています。

別添 1

消表対第445号

平成31年3月29日

ジェイフロンティア株式会社
代表取締役 中村 篤弘 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「酵水素328選生サプリメント」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 別表1-1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布された新聞折り込みチラシ及びポスティングチラシにおいて、例えば、「あんなにおデブだった、たんぼぼがどうやって痩せたのか!？」と記載し、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記された、肥満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約3カ月で-12.7kg」、「『ダイエット失敗続きの私が本当に痩せられたんです!』白鳥久美子さん」と記載、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった川村さん」と付記された、腹部の肉を両手でつまんだ同人の写真と共に、「約5カ月で-14.5kg」、「『69kgまで太った私が、5カ月で14.5kgも痩せられました。』川村エミコさん」等と記載するなど、別表1-2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより

(イ) 平成28年11月24日から平成30年3月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間、細身の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「たんぼぼも 橋本マナミも ダイエット成功!!」等と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の

期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより
あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易
に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも
著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合
理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われるこ
とを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな
ければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合
理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら
ない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につ
いて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ジェイフロンティア株式会社（以下「ジェイフロンティア」という。）は、東京都渋
谷区渋谷二丁目9番9号に本店を置き、健康食品等の商品開発、製造、販売等を営む事
業者である。
- (2) ジェイフロンティアは、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売してい
る。
- (3) ジェイフロンティアは、本件商品に係る新聞折り込みチラシ、ポスティングチラシ及
び自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ジェイフロンティアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 別表1-1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配
布された新聞折り込みチラシ及びポスティングチラシにおいて、例えば、「あんな
におデブだった、たんぽぽがどうやって痩せたのか!？」と記載し、ウエストにく
びれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記された、肥
満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約3カ月で-12.7kg」、「『ダイ
エット失敗続きの私が本当に痩せられたんです!』白鳥久美子さん」と記載、ウエ
ストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった川村さん」と付記さ
れた、腹部の肉を両手でつまんだ同人の写真と共に、「約5カ月で-14.5kg」、
『69kgまで太った私が、5カ月で14.5kgも痩せられました。』川村エミ
コさん』等と記載するなど、別表1-2「表示内容」欄記載のとおり記載すること
により
 - (イ) 平成28年11月24日から平成30年3月15日までの間、自社ウェブサイ
トにおいて、例えば、平成28年11月24日から平成29年11月17日までの

間、細身の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「たんぽぽも 橋本 マナミも ダイエット成功！！」等と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより
あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ジェイフロンティアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ジェイフロンティアは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、ジェイフロンティアは、前記アの表示について、例えば、平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではありません。」、「※個人の感想です。また、効果を保証するものではありません。」等と記載するなど、別表3「配布年月日又は表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ジェイフロンティアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1 - 1

新聞折り込みチラシ

配布年月日	配布地域	配布部数
平成 29 年 4 月 17 日	岐阜県、静岡県及び兵庫県	約 800,000 枚
平成 29 年 8 月 28 日	宮城県、福島県、愛知県及び広島県	約 400,000 枚
平成 29 年 11 月 14 日	岐阜県、福島県、愛知県及び広島県	約 800,000 枚
平成 30 年 1 月 10 日	宮城県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県及び高知県	約 1,000,000 枚

ポスティングチラシ

配布年月日	配布地域	配布部数
平成 29 年 9 月 8 日	東京都 (23 区)	約 400,000 枚

別表 1 - 2

表示内容
<p>・「あんなにおデブだった、たんぼぼがどうやって痩せたのか!？」と記載し、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記された、肥満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約 3 カ月で -12.7kg」、「『ダイエット失敗続きの私が本当に痩せられたんです!』白鳥久美子さん」と記載、並びにウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった川村さん」と付記された、腹部の肉を両手でつまんだ同人の写真と共に、「約 5 カ月で -14.5kg」、「『69kg まで太った私が、5 カ月で 14.5kg も痩せられました。』川村エミコさん」と記載、「たるんだ横っばらの贅肉に中年小太り体系に悩んでいたたんぼぼの 2 人が、いつの間にかスッキリ、くびれボディに大激変!! その秘密は一体何なのか!？成功のカギは、知人から教えてもらった酵素 328 選というサプリメントと語るたんぼぼ。“328 種の酵素エキス※1”が凝縮されたサプリとご褒美シェイクの置きかえで、いつか馬鹿にしていた芸人仲間をギャフンと言わせてやろうと思って毎日コツコツと陰ながら頑張っていたんです。半年近くかかりましたがくびれボディを手に入れる事ができて 2 人ではしゃいでます (笑)」と記載。</p> <p>・本件商品の容器包装の写真と共に、「さすが 328 種酵素エキス※1 の威力! 酵素エキス※1 としっかり燃焼運動!! (食事管理)」、「13.6kg 痩せ ※2 人の平均値」、「たんぼぼの 2 人がスッキリ大変身」及び「今すぐ痩せたい方へ! 話題の『酵素 328 選』ここで買えます!」と記載。</p> <p>・「まだまだ間に合います! 酵素 328 選でダイエットに成功した人続々と! こんな酵素エキス※1 見たこと無い!」と題し、「BEFORE」と付記された肥満気味の腹部を露出した人物の写真及び「なかなか落ちなかった脇腹の贅肉・・・」と付記された脇腹の肉を</p>

表示内容

両手をつまんだ写真及び左手でガッツポーズを作り、右手でズボンのウエストを引っ張っている同人の写真と共に、「たるみ腹がスッキリしたから体型だけじゃなくて見た目も若く！」及び「約2カ月で52.7kgから45.4kgへ-7.3kg ■■■■さん(57歳)」と記載、「BEFORE」と付記された肥満気味の腹部を露出し脇腹の肉を両手をつまんでいる人物の写真及び両手でウエストのくびれを指差している同人の写真と共に、「ズボラな私がこんなに変わりました！」及び「約2カ月で58.3kgから51.2kgへ-7.1kg ■■■■さん(48歳)」と記載、「BEFORE」と付記された肥満気味の腹部を露出した人物の写真及び両手でウエストのくびれを指差している同人の写真と共に、「こんなにストーンと落ちるなんて！！感動です！」及び「約2カ月で57.2kgから49.8kgへ-7.4kg ■■■■さん(59歳)」と記載、肥満気味の腹部を両手をつまんだ人物のイラストと共に、「運動も食事制限もしてるんだけども何故か、痩せない・・・」、「歳をとると代謝も悪くなるし・・・」、「このまま中年太りのおばちゃんは嫌！と、雑誌とスマホで良いのがないかと探す日々、そういえばこないだテレビで酵素が良いって言ってたっけ・・・一番人気ありそうな『酵素328選』ってサプリを発見。」、「飲み始めて数日後のこと・・・」、炎を示唆するイラストを背景に体重計に乗って喜んでいる人物のイラストと共に、「体重計にのったある朝、びっくり仰天！」、「これ、痩せスイッチじゃないっ！！すっ、すごい！」及びズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンとの間に隙間ができたことを示唆する、笑顔の人物のイラストと共に、「きちんと運動して、食事制限したらちゃんと痩せれたの！痩せれた～わぁ～い！」と記載。

- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「お笑い芸人たんぽぽ 川村エミコ 白鳥久美子が成功したダイエットセット今ここで買えます！」と記載。

(別添1)

表示期間	表示内容
平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・細身の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「たんぽぽも 橋本マナミも ダイエット成功!!」と記載。 ・「橋本マナミの酵素体験レポート」と題し、「私の酵素チャレンジお教えします!」、「目指せ!美容体重」、両手で腹部を指差している人物の写真と共に、「START! ちょっぴり気になるこのおなか・・・」、「2016年8月23日 168cm 58.2kg」、「まずは飲み続ける習慣から!飲みやすいソフトカプセルタイプのサプリメントです。」、「もちろん生サプリメントは毎日忘れず飲んでいきます!」、「オフには軽い運動を!ウォーキングとストレッチのあとにはもちろん生サプリメント!」、「汗をかいたら水分補給と一緒に生サプリメントを忘れずに!」と記載し、体重計に乗って両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「久しぶりに美容体重になりました!運動や食事にプラスして生サプリメントを習慣づけることで2ヶ月間で目標達成です!」、「GOAL!! 2016年10月27日 54.3kg」及び「2016年8月23日~2016年10月27日 ①体重 58.2kg→54.3kg -3.9kg!! ②ウエスト 69.6cm→61.6cm -8cm!!」と記載。 ・「お笑い芸人 たんぽぽのお2人も酵素328選生サプリメントを取り入れた」及び「ダイエットに挑戦!!」 ・「たんぽぽの酵素ライフに密着!!」と題し、「2013年に生サプリを取り入れたダイエットに挑戦!スリムになったよー!イエイ!」、ズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンの間に隙間ができたことを示唆する腹部周りの写真と共に、「エミコさんや友達に『痩せた?』って言われるようになった♪デヘヘ♪」、「少しのリバウンドはこまめに戻す♪短期集中モードのときは生サプリ+酵素ドリンクも!!」及び「生サプリとエクササイズでラストパート!!効いてます!キテるっ!!」と記載。 ・ウエストにくびれのある水着姿の人物の写真と共に、「そして・・・諦めないで良かった!!」、「ダイエットを手軽にサポートしてくれるものはないかと思っていたところ、『酵素328選生サプリメント』に出会いました。」、「ヘルシーな食事と適度な運動+生サプリ生活を続けた結果、なりたい自分になりました!」、「これまで何度ダイエットに挑戦しても続かなかったり、無理なことを

表示期間	表示内容
	<p>してリバウンドしたり、失敗ばかりでした。」「酵水素ダイエットで今度こそ！と決意しました。始めてすぐ運動もカロリーも管理したので、身体が軽くなって、『健康』って実感がありました。」及び『『やせるぞ！』って覚悟で生活習慣も見直して、酵水素を飲みながら、運動と食事もますます気を使いました。それで自分がどれだけ不健康だったのかも良く分かりましたし、身体をケアすると、こんなに結果が違うんだと驚きましたね。健康は『スリム』や『キレイ』につながっているんですね。」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今、<u>気になること</u>はなんですか？」と題し、「□ 生活は変わらないのに体型が変わった」及び「□ 体型を隠す洋服を選ぶようになった」と記載。 ・「ダイエット・美容にオススメの厳選素材を使用」 <p style="text-align: right;">(別添2)</p>
<p>平成29年11月17日から平成30年1月5日までの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンピースのファスナーが閉まらない、肥満気味の体型の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「はるな愛 -10kg宣言!」、「え!?ヤバイ!!全然着れない!!」及び「ダイエット成功♥ たんぽぽも応援中!!」と記載。 ・「はるな愛 ダイエットに挑戦!」と題し、肥満気味の腹部を両手で触っている人物の写真と共に、「体重69.15kg ウエスト100cm ヒップ99cm」と記載、本件商品の容器包装の写真及び「がんばります!」と付記された腹部が肥満気味の人物が本件商品を持った写真と共に、「酵水素328選と一緒に -10kg宣言!」、「ダイエットには、適度な運動にバランスの良い食生活&適切なカロリーコントロールが必要です。酵水素328選生サプリメントは、植物発酵エキスとビタミンB群ではるなさんのダイエット宣言をサポート!4ヶ月で-10kgを目指します!」及び「目標は無理なくキレイに!報告をお楽しみに・・・♥」と記載。 ・「たんぽぽの酵水素ライフに密着!!」と題し、「2013年に生サプリを取り入れたダイエットに挑戦!スリムになったよー!イエイ!」、ズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンの間に隙間ができたことを示唆する腹部周りの写真と共に、「エミコさんや友達に『痩せた?』って言われるようになった♪デヘヘ♪」、「少しのリバウンドはこまめに戻す♪短期集中モードのときは生サプリ

表示期間	表示内容
	<p>＋酵素水素ドリンクも！！」及び「生サプリとエクササイズでラストスパート！！効いてます！キテるっ！！」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウエストにくびれのある水着姿の人物の写真と共に、「そして・・・諦めないで良かった！！」、「ダイエット時の栄養をサポートしてくれるものはないかと思っていたところ、『酵素水素328選生サプリメント』に出会いました。」「ヘルシーな食事と適度な運動＋生サプリ生活を続けた結果、なりたい自分になりました！」、「これまで何度もダイエットに挑戦しても続かなかったり、無理なことをしてリバウンドしたり、失敗ばかりでした。」及び「初めてすぐ運動もカロリーも管理したので、身体が軽くなったり目覚めが良くなったり、『健康』って実感がありました。『やせるぞ！』って覚悟で生活習慣も見直して、酵素水素を飲みながら、運動と食事もますます気を使いました。それで自分がどれだけ不健康だったのかも良く分かったし、身体をケアするとこんなに違うんだと驚きましたね。健康が『スリム』や『キレイ』につながっているんですね。」と記載。 ・本件商品を持った人物の写真と共に、「あなたもダイエット生活一緒に始めましょう！」と記載。 ・「橋本マナミさん・渡部絵美さんもダイエットに挑戦！」と題し、「私達の酵素水素チャレンジお教えします！」、「橋本マナミさん 目指せ！美容体重！」、「渡部絵美さん 夢の50kg台を実現！」、「年齢と共に下がる代謝を意識して、無理なく健康的なダイエットに挑戦します。」と記載、両手で腹部を指差している人物の写真と共に、「ちょっぴり気になる・・・」、「まずは飲み続ける習慣から！」、「生サプリも準備OK♪」、「もちろん生サプリメントも毎日忘れず飲んでいきます！」、「水分補給と一緒に生サプリメントを忘れずに」等と記載し、体重計に乗って両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「GOAL！！」、「久しぶりに美容体重になりました！ 2ヶ月間で目標達成です！」及び「2016年10月27日 54.3kg」と記載並びに両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「諦めずに挑戦してよかった♪ 58歳でも、ちゃんと結果が出るなんて感動しました！ 生サプリメントに出会い 万年ダイエットを卒業です♪」及び「2017年10月31日 58.7kg」と記載。 ・「今、<u>気になること</u>はなんですか？」と題し、「<input checked="" type="checkbox"/> 生活は変わら

表示期間	表示内容
	<p>ないのに体型が変わった」及び「□ 体型を隠す洋服を選ぶようになった」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイエット・美容にオススメの厳選素材を使用」 <p style="text-align: right;">(別添3)</p>
<p>平成29年12月中旬から平成30年1月5日までの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の容器包装の写真及び細身の水着姿の人物の写真と共に、「はるな愛もダイエット挑戦中!」、「2人一緒にスッキリキレイに♪」及び「たんぽぽがダイエット大成功!!」と記載。 ・「お笑い芸人 たんぽぽのお2人も酵素328選生サプリメントを取り入れた」及び「ダイエットに挑戦!!」 ・「たんぽぽの酵素ライフに密着!!」と題し、「2013年に生サプリを取り入れたダイエットに挑戦!スリムになったよー!イエイ!」、ズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンの間に隙間ができたことを示唆する腹部周りの写真と共に、「エミコさんや友達に『痩せた?』って言われるようになった♪デヘヘ♪」、「少しのリバウンドはこまめに戻す♪短期集中モードのときは生サプリ+酵素ドリンクも!!」及び「生サプリとエクササイズでラストスパート!!効いてます!キテるっ!!」と記載。 ・ウエストにくびれのある水着姿の人物の写真と共に、「そして…諦めないで良かった!!」、「ダイエット時の栄養をサポートしてくれるものはないかと思っていたところ、『酵素328選生サプリメント』に出会いました。」、「ヘルシーな食事と適度な運動+生サプリ生活を続けた結果、なりたい自分になりました!」、「これまで何度もダイエットに挑戦しても続かなかったり、無理なことをしてリバウンドしたり、失敗ばかりでした。」及び「初めてすぐ運動もカロリーも管理したので、身体が軽くなったり目覚めが良くなったり、『健康』って実感がありました。『やせるぞ!』って覚悟で生活習慣も見直して、酵素を飲みながら、運動と食事もますます気を使いました。それで自分がどれだけ不健康だったのかも良く分かったし、身体をケアするとこんなに違うんだと驚きましたね。健康が『スリム』や『キレイ』につながっているんですね。」と記載。 ・「はるな愛 酵素ダイエットプログラムに挑戦!」と題し、肥満気味の腹部を両手で触っている人物の写真と共に、「体重 69.15kg ウエスト100cm ヒップ99cm」と記載、本件商品の容器包装の写真と共に、「酵素ダイエットプログラムで

表示期間	表示内容
	<p>ー 10kg 頑張ります宣言!!!」、「ダイエットには、適度な運動にバランスの良い食生活&適切なカロリーコントロールが必要です。酵素328選生サプリメントは、植物発酵エキスとビタミンB群ではるなさんのダイエット宣言をサポート！ 4ヶ月でー10kgを目指します！」及び「目標は無理なくキレイに！ 報告をお楽しみに・・・♥」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品を持った人物の写真と共に、「あなたもダイエット生活一緒に始めましょう！」と記載。 ・「橋本マナミさん・渡部絵美さんも酵素ダイエットプログラムに挑戦」と題し、「私達の酵素チャレンジお教えします!」、「橋本マナミさん 目指せ!美容体重!」、「渡部絵美さん 夢の50kg台を実現!」、「年齢と共に下がる代謝を意識して、無理なく健康的なダイエットに挑戦します。」、「生サプリも準備OK♪」、「もちろん生サプリメントも毎日忘れず飲んでいきます!」、「水分補給と一緒に生サプリメントを忘れずに」等と記載し、体重計に乗って両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「GOAL!!!」、「久しぶりに美容体重になれました! 2ヶ月間で目標達成です!」と記載及び「2016年10月27日 54.3kg」並びに両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「諦めずに挑戦してよかった♪ 58歳(※)でも、ちゃんと結果が出るなんて感動しました! 今度こそ万年ダイエッターを卒業です♪」及び「2017年10月31日 58.7kg」と記載。 ・「ダイエット・美容にオススメの厳選素材を使用」 <p style="text-align: right;">(別添4)</p>
平成30年1月5日から同年3月15日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「お笑い芸人 たんぼぽのお2人も酵素ダイエットプログラムに」及び「ダイエットに挑戦!!!」。 ・「たんぼぽのダイエット挑戦に密着!!!」と題し、「2013年に生サプリを取り入れたダイエットに挑戦!キレイになったよー! イエイ!」及びズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンの間に隙間ができたことを示唆する腹部周りの写真と共に、「努力の成果!?エミコさんやお友達にも『痩せた?』って言わようになった♪デヘヘ♪」と記載。 ・「そして・・・諦めないで良かった!!!」、「ダイエット時の栄養をサポートしてくれるものはないかと思っていたところ、『酵素328選生サプリメント』に出会いました。」、「ヘルシーな食事と適度な運動+生サプリ生活を続けた結果、なりたい自分になれまし

表示期間	表示内容
	<p>た！、「これまで何度もダイエットに挑戦しては続かなかつたり、無理なことをしてリバウンドしたり、失敗ばかりでした。」及び「始めてすぐ運動もカロリー管理もしたので、身体が軽くなったり目覚めが良くなったりと、『健康』って実感がありました。『やせるぞ！』って覚悟で生活習慣も見直して、酵素水を飲みながら、運動と食事もますます気を使いました。それで自分がどれだけ不健康だったのかも良く分かったし、身体をケアするとこんなに違うんだと驚きましたね。健康が『スリム』や『キレイ』につながっているんですよ。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はるな愛 酵素水ダイエットプログラムに挑戦！」と題し、肥満気味の腹部を両手で触っている人物の写真と共に、「体重69.15kg ウエスト100cm ヒップ99cm」と記載、本件商品の容器包装の写真と共に、「酵素水ダイエットプログラムで -10kg 頑張ります宣言！！」、「ダイエットには、適度な運動にバランスの良い食生活&適切なカロリーコントロールが必要です。酵素水328選生サプリメントは、植物発酵エキスとビタミンB群ではるなさんのダイエット宣言をサポート！4ヶ月で-10kgを目指します！」及び「目標は無理なくキレイに！報告をお楽しみに・・・♥」と記載。 ・「橋本マナミさん・渡部絵美さんも酵素水ダイエットプログラムに挑戦」と題し、「私達の酵素水チャレンジお教えします！」、「橋本マナミさん 目指せ！美容体重！」、「渡部絵美さん 夢の50kg台を実現！」、「年齢と共に下がる代謝を意識して、無理なく健康的なダイエットに挑戦します。」、「生サプリも準備OK♪」、「もちろん生サプリメントも毎日忘れず飲んでいきます！」、「水分補給と一緒に生サプリメントを忘れずに」等と記載し、体重計に乗って両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「GOAL！！」、「久しぶりに美容体重になれました！ 2ヶ月間で目標達成です！」及び「2016年10月27日 54.3kg」と記載並びに両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「諦めずに挑戦してよかった♪ 58歳(※)でも、ちゃんと結果が出るなんて感動しました！ 今度こそ万年ダイエットを卒業です♪」及び「2017年10月31日 58.7kg」と記載。 ・「ダイエット・美容にオススメの厳選素材を使用」 <p style="text-align: right;">(別添5)</p>

表示期間	表示内容
平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエストにくびれのある水着姿の人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「プヨプヨ ぽっこり 気になる 酵水素328選生サプリメントをご検討中のあなたへ！」と記載。 ・「お客様からお声を頂いています。」と題し、「知人に言われた言葉がショックでダイエットを決意しました。運動とヘルシーな食事を心がけながら、さらにプラスで酵水素を始めて、17kgのダイエットに成功！短期間でのダイエットでしたが、それでもキレイに痩せたわね、と言われます。それは酵水素328選がずっとサポートしてくれたからだと思います。目標はあと-8kg！生サプリメントがあればきっと達成できる！！」と記載。 ・「橋本マナミの酵水素体験レポート」と題し、「私の酵水素チャレンジお教えします！」、「目指せ！美容体重」、両手で腹部を指差している人物の写真と共に、「START！ ちょっぴり気になる・・・」、「2016年8月23日 168cm 58.2kg」、「まずは飲み続ける習慣から！飲みやすいソフトカプセルタイプのサプリメントです。」、「もちろん生サプリメントは毎日忘れず飲んでいきます！」、「オフには軽い運動を！ウォーキングとストレッチのあとにはもちろん生サプリメント！」及び「汗をかいたら水分補給と一緒に生サプリメントを忘れずに！」等と記載し、体重計に乗って両手でガッツポーズをしている人物の写真と共に、「久しぶりに美容体重になりました！運動や食事にプラスして生サプリメントを習慣づけることで2ヶ月間で目標達成です！」「GOAL！！ 2016年10月27日 54.3kg」及び「2016年8月23日～2016年10月27日 ①体重 58.2kg→54.3kg -3.9kg！！」と記載。 ・「お笑い芸人 たんぽぽのお2人も酵水素328選生サプリメントを取り入れたダイエットに」及び「挑戦！！」 ・「たんぽぽの酵水素ライフに密着！！」と題し、「2013年に生サプリを取り入れたダイエットに挑戦！スリムになったよー！イエイ！」、ズボンのウエストを引っ張って腹部とズボンの間に隙間ができたことを示唆する腹部周りの写真と共に、「エミコさんや友達に『痩せた？』って言われるようになった♪デヘヘ♪」、「少しのリバウンドはこまめに戻す♪短期集中モードのときは生サプリ+酵水素ドリンクも！！」及び「生サプリとエクササイズでラストスパート！！効いてます！キテるっ！！」と記載。

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエストにくびれのある水着姿の人物の写真と共に、「そして・・・諦めないで良かった!!」、「ダイエットを手軽にサポートしてくれるものはないかと思っていたところ、『酵素水素328選生サプリメント』に出会いました。」「ヘルシーな食事と適度な運動+生サプリ生活を続けた結果、なりたい自分になりました!」、「これまで何度ダイエットに挑戦しても続かなかったり、無理なことをしてリバウンドしたり、失敗ばかりでした。」及び「酵素水素ダイエットで今度こそ!と決意しました。始めてすぐ運動もカロリーも管理したので、身体が軽くなって、『健康』って実感がありました。『やせるぞ!』って覚悟で生活習慣も見直して、酵素水素を飲みながら、運動と食事ますます気を使いました。それで自分がどれだけ不健康だったのかも良く分かりましたし、身体をケアすると、こんなに結果が違うんだと驚きましたね。健康は『スリム』や『キレイ』につながっているんですね。」と記載。 ・「今、<u>気になること</u>はなんですか?」と題し、「<input type="checkbox"/> 生活は変わらないのに体型が変わった」及び「<input type="checkbox"/> 体型を隠す洋服を選ぶようになった」と記載。 ・「ダイエット・美容にオススメの厳選素材を使用」 <p style="text-align: right;">(別添6)</p>

別表 3

配布年月日 又は表示期間	表示媒体	表示内容
平成29年4月17日、同年8月28日、同年11月14日及び平成30年1月10日並びに平成29年9月8日	新聞折り込みチラシ及びポスティングチラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・「※個人の感想です。また、効果を保証するものではありません。※適切な食事管理・運動とあわせて置き換えダイエットによるカロリー制限を行った結果です。効果には個人差があります。」 <p style="text-align: right;">(別添1)</p>
平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方へ同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※効果には個人差があり、効果・効能を示すものではありません。」 ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方の同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※個人の感想です。また、効果を保証するものではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添2)</p>
平成29年11月17日から平成30年1月5日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方の同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※ダイエットプログラムの実施による結果であり、効果を保証するものではありません。」 ・「※効果には個人差があり、効果・効能を示すものではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添3)</p>

配布年月日 又は表示期間	表示媒体	表示内容
平成29年12月中旬から平成30年1月5日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方の同等の結果をお約束するものではございません。」 ・「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではございません。」 ・「※ダイエットプログラムの実施による結果であり、効果を保証するものではありません。」及び「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方へ同等の結果をお約束するものではございません。」 ・「※効果には個人差があり、効果・効能を保証するものではありません。」 ・「※ダイエットプログラムの実施による結果であり、効果を保証するものではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添4)</p>
平成30年1月5日から同年3月15日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方へ同等の結果をお約束するものではございません。」 ・「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではございません。」 ・「※ダイエットプログラムの実施によるものであり、効果を保証するものではありません。」及び「※痩身効果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方の同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※効果には個人差があり、効果・効能を示すものではありません。」 ・「※ダイエットプログラムの実施による結果であり、効果を保証するものではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添5)</p>

配布年月日 又は表示期間	表示媒体	表示内容
平成28年11月24日から平成29年11月17日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※個人の感想です。効果には個人差があります。」 ・「※効果には個人差があり、効果・効能を示すものではありません。」 ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方へ同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※痩身結果は適度な運動と食事制限によるものであり、すべての方の同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※個人の感想です。効果には個人差があり、すべての方に同等の結果をお約束するものではありません。」 ・「※個人の感想です。また、効果を保証するものではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添6)</p>

消表対第446号
平成31年3月29日

株式会社ビーボ
代表取締役 武川 克己 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ベルタ酵素ドリンク」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」と記載し、「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」等と記載するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ビーボ（以下「ビーボ」という。）は、東京都港区北青山三丁目3番5号に本店を置き、健康食品、保険機能食品等の開発、製造、輸出入、販売等を営む事業者である。

- (2) ビーボは、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売している。

- (3) ビーボは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

- (4) ア ビーボは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」と記載し、「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」等と記載するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ビーボに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ビーボは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ なお、ビーボは、前記アの表示について、自社ウェブサイトにおいて

- (7) 「※1 食置き換えと適度な食事制限及び糖質制限の結果」と記載していたが、当該記載は、くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」との記載が大きな文字で表示されているのに対して、小さな文字で表示されていることから、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

- (4) 「具体的な酵素ダイエット方法って？ ファスティングと食事改善」及び「ベルタ酵素で置き換えダイエット！」と記載していたが、当該記載は、前記アの表示（「酵素が不足するとどうなる？ 酵素はダイエットをする人の体調や美容に深く関係しているので、酵素が不足するとスッキリしにくい体の原因になってしまいます。」との記載及び体重計に乗った足元の写真と共に、「酵素とダイエットの関係は？ 酵素ダイエットとは、ドリンクやサプリで不足している体内の酵素を補うことにより、体のリズムを活発にさせ、健康的な体をつくることにあるのです。」

との記載を除く。) から1スクロール以上離れた箇所に記載されていることから、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

(ウ) 「※体験者の減量数値はN21を統計処理した結果、確率的に可能な範囲(実績値2014年10月LM研究財団調べ)ですが、100%の結果を保証するものではありません。」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ビーボが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日

から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示内容
平成30年7月24日から同年12月21日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」と記載。 ・「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」 ・くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「ベルタ酵素で 簡単酵素ダイエット！」及び「99%が痩せたという実績 専任担当によるダイエットサポート」と記載。 ・「どうやってダイエットできたの？ “ベルタ酵素の7つのポイント”」と題し、本件商品の容器包装の写真と共に、「POINT2 圧倒的な酵素数 ドリンクは165種類」、「POINT3 エンザミン配合 熱にも酸にも強く吸収されやすい成分」、「POINT4 馬プラセンタ 厳選された高品質馬プラセンタのみ」及び「POINT5 コラーゲンペプチド ダイエット中も安心の美容成分」と記載。 ・「テレビでも紹介されました！ 大人気の酵素ダイエット！！」及び「無理なダイエットとはさようなら！」 ・「酵素が不足するとどうなる？ 酵素はダイエットをする人の体調や美容に深く関係しているのです、酵素が不足するとスッキリしにくい体の原因になってしまいます。」と記載、体重計に乗った足元の写真と共に、「酵素とダイエットの関係は？ 酵素ダイエットとは、ドリンクやサプリで不足している体内の酵素を補うことにより、体のリズムを活発にさせ、健康的な体をつくることにあるのです。」と記載。 ・「妊娠中で10キロ太ったけどダイエットはどうすればいい・・・」、「結婚式まで時間がない・・・」、「大丈夫！」、「ベルタ酵素があったから憧れのウェディングドレスが着れた！」、「2ヶ月でマイナス6.1キロ成功！」及び「とにかく簡単できつくないダイエット！ 結婚式までの2ヶ月で、-6キロに成功！」 <p style="text-align: right;">(別添1)</p>
平成30年10月17日から同年12月21日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク99%が、痩せています」と記載。

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・「痩せたい！キレイになりたい！それなら今すぐに始めよう！」 ・「ダイエットに成功したら・・・♥」と記載し、女性の写真と共に、「デート」、「ファッション」、「海外旅行」、「こんなにワクワク・・・♥」と記載した上、「この体型、本気で何とかしたい・・・！」と記載し、「お腹まわり」と付記された、両手で脇腹をつまんでいる写真と共に、「ぽっこり」と記載、「太もも」と付記された、太ももをつまんでいる写真と共に、「ぶよぶよ」と記載、「二の腕」と付記された、二の腕を両手でつまんでいる写真と共に、「むっちり」と記載、うつむいている人物の写真と共に、「自分を好きになりたい・・・」及び「1人じゃなかなか続かない・・・ もっと簡単に楽しいダイエット方法ないかな・・・」と記載。 ・くびれのある細身の腹部を露出した写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「ベルタ酵素で 簡単酵素ダイエット！」及び「99%が痩せたという実績 専任担当によるダイエットサポート」と記載。 ・「どうやってダイエットできたの？ “ベルタ酵素の7つのポイント”」と題し、本件商品の容器包装の写真と共に、「POINT 2 圧倒的な酵素数 ドリンクは165種類」、「POINT 3 エンザミン配合 熱にも酸にも強く吸収されやすい成分」、「POINT 4 馬プラセンタ 厳選された高品質馬プラセンタのみ」及び「POINT 5 コラーゲンペプチド ダイエット中も安心の美容成分」と記載。 ・「テレビでも紹介されました！ 大人気の酵素ダイエット！！」及び「無理なダイエットとはさようなら！」 ・「酵素が不足するとどうなる？ 酵素はダイエットをする人の体調や美容に深く関係しているのです、酵素が不足するとスッキリにくい体の原因になってしまいます。」と記載、体重計に乗った足元の写真と共に、「酵素とダイエットの関係は？ 酵素ダイエットとは、ドリンクやサプリで不足している体内の酵素を補うことにより、体のリズムを活発にさせ、健康的な体をつくることにあるのです。」と記載。 ・「妊娠中で10キロ太ったけどダイエットはどうすればいい・・・」、「結婚式まで時間がない・・・」、「大丈夫！」、「ベルタ酵素があったから憧れのウェディングドレスが着れた！」、「2ヶ月でマイナス6.1キロ成功！」及び「とにかく簡単できつくないダイエツ

表示期間	表示内容
	ト！ 結婚式までの2ヶ月で、-6キロに成功！」 (別添2)

消表対第448号

平成31年3月29日

株式会社ジプソフィラ

代表取締役 寺島 清太 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、本件商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は後記イのとおりである旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、後記アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月21日から同年11月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「22種の植物で健康的にダイエット」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであった。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ジプソフィラ（以下「ジプソフィラ」という。）は、東京都新宿区改代町 27 番地 4 クレスト神楽坂 2 F に本店を置き、健康食品、化粧品、美容関係商品の企画、製作、販売及び輸出入業等を営む事業者である。
- (2) ジプソフィラは、通信販売の方法により又は他の事業者を通じて本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) ジプソフィラは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア ジプソフィラは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 30 年 3 月 21 日から同年 11 月 21 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第 5 条第 1 号に該当する表示か否かを判断するため、同法第 7 条第 2 項の規定に基づき、ジプソフィラに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ジプソフィラは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、ジプソフィラは、前記アの表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※個人の感想であり、効果・効能を示すものではありません。」及び「※個人の感想であり、効能・効果を保証するものではありません」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

- (5) ジプソフィラは、平成 31 年 2 月 9 日、前記(4)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙 2 紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、ジプソフィラが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第 7 条第 2 項の規定により、同法第 5 条第 1 号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」と記載。 ・「こんなお悩みありませんか？」と題し、「運動しても結果がでない」と記載し、お菓子を食べようとしている口元の写真、ハンバーガーを食べようとしている人物の写真及び肥満気味の腹部を両手でつまんでいる写真と共に、「その原因は・・・」及び「酵素不足かも。」と記載。 ・「体内にある酵素は大きく分けて2種類あり、その2つのバランスが保たれていないと太りやすさの原因に。」「食べ物を消化する 消化酵素」、「エネルギーを消費する 代謝酵素」、「1日に作られる潜在酵素の量は一定のため、食べすぎたり、乱れた食生活を送ると消化酵素がたくさん使われてしまいます。」「酵素のバランスが崩れ 太りやすい原因に!」、「知っていましたか? 体内にある酵素は年齢と共に、減少するんです・・・。」と記載すると共に、20代、40代、60代と付記された、年齢が上がるに従って矢印が下降するグラフを掲載し、「若い頃は食事を抑えるだけですぐにダイエットできたのに、年齢を重ねると共に落ちにくくなった・・・。その原因は、20代をピークに酵素が減少し、40代から急激に減り始めるからなのです。」「でも、普段の食事から酵素を補うのは大変」、「そこで!」、「『生酵素』は健康・美容・ダイエット 全てをサポートするために必要な植物発酵エキスを贅沢配合!」及び「その数なんと・・・222種類!」と記載。 ・「ダイエットにいい野菜がたっぷり!」、「ダイエットサポート Diet」、「ごぼう 『イヌリン』は消化吸収されずに通過する為、腸内に溜まった不純物をまとめて排出してくれる効果が。」「パイナップル パイナップルにはブロメリンというたんぱく質を分解する酵素を多く含んでいます。」「グレープフルーツ ビタミンC、カリウムを豊富に含むため、美肌、むくみに効果的。」及び「ゴーヤ 体脂肪を分解し消費するのをサポートする働きがあります。」 ・本件商品の容器包装の写真と共に、「健康と美容、ダイエットサポートに良いとされている成分を中心に、旬の時期に収穫した特に栄養価の高い野菜・果物・野草・穀物・海藻などを222種類も贅沢に使用。」と記載。 ・「今まで失敗続きだったモニター3名に・・・」、「1日6粒目安の」、「『生酵素』と『適度な運動』を取り入れていただきました!」と題し、「結果、全員が スッキリを実感!」と記載、くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真、腹部がくびれた細身の人物の写真及び「毎日スッキリ!」と付記された人物の写真と共に、体験談として、「滞っていたものがスッキリしました! 飲み始めて3日目でスッキリを実感! 今までずっと滞っていたのでびっくりでした。」と記載、腹部がくびれた細身の人物の写真と共に、「たった1ヶ月で目標の数字に! 1ヶ月で目標の数字に近づけて感動しました。飲み続けていると実感することがいっぱい! 朝からスッキリするようになったり、においが気

表示内容

にならなくなったり・・・良いこと尽くめでした！！これからも続けていきたいです。」と記載及び細身のくびれた腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真と共に、「キツかったスカートも履けるようになって嬉しい限りです！ダイエットにも良いですが、健康にもとても良いのでお友達にもオススメしています！」と記載。

- ・「実は・・・」、「酵素は補酵素がないと働かない！」と題し、「補酵素とは？」と記載し、「酵素」と付記されたイラストと共に、「酵素だけの状態」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが並列しているイラストと共に、「そこに補酵素が登場！」と記載、それぞれ、「ビタミン」、「酵素」、「ミネラル」と付記されたイラストが重なり合っているイラストと共に、「酵素も補酵素も活性化！」と記載、「酵素を活性化させるために欠かせない栄養素。これらの栄養素も、体内に酵素がなければ効果的に利用されないという相互補助の関係にあります。」、「そこで！生酵素には 補酵素ビタミンB1をプラス！」及び「ビタミンB1は、糖質をエネルギーに変える働きがあるとされています。酵素が働くためには、その働きを助ける補酵素が必要です。ビタミンB1は小腸で吸収された後、リン酸と結合し、補酵素であるチアミンピロリン酸（TPP）となります。」と記載。
- ・細身の人物の写真と共に、「目指すのは本物の美しさ。」及び「私たちは、カロリーを減らすだけの無理なダイエットはお奨めいたしません。しっかりとした栄養を補いながらカラダの環境を整えることで、より美しいスタイルづくりを目指しています。そのために必要な栄養素をバランスよく配合しました。」と記載。
- ・「ダイエットをするなら、1日6粒がオススメ！」と記載し、本件商品の写真と共に、「朝食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「昼食と一緒に！ 2粒」と記載、本件商品の写真と共に、「夕食と一緒に！ 2粒」と記載及び「カプセルに入る配合量には限界があり、健康的なダイエットを目的にお飲みいただく場合は、1日6粒お飲みいただく事をオススメしています。」と記載。
- ・「さらに！ ^{Instagram}でも高評価のお声をたくさんいただいています。」と題し、体験談として、「実はこのサプリ飲み始めてもう6ヶ月目！！特に気をつけてダイエットしてる訳でもなく好きにたべてるのに、今年に入ってから大幅増量中した感もなく過ごせてます。」と記載。
- ・くびれのある細身の腹部にメジャーを巻き付けている人物の写真及び細身の人物の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」と記載。

(別添)

消表対第 4 4 9 号

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

株式会社モイスト

代表取締役 池田 英子 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「雑穀麹の生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、本件商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は後記イのとおりである旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、後記アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成 2 7 年 1 1 月 2 日から平成 3 1 年 2 月 1 5 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成 2 9 年 7 月 1 8 日から平成 3 1 年 2 月 1 5 日までの間、本件商品の容器包装の写真と共に、「麹 こうじ の生酵素がダイエットを応援。」と記載し、「Q. 4 0 代、5 0 代の方に質問です！」と題し、「みなさんのスタイルのお悩みは？」、「運動も食事制限も頑張ってるのに・・・」、「若い頃より減りづらくなった」、「昔はこんなじゃなかったのに・・・」、「食べる量は同じなのにサイズが大きくなる」と記載、「その原因！」、「酵素不足かもしれません・・・」等と記載するなど、別表 1 「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであった。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) モイスト株式会社（以下「モイスト」という。）は、東京都江東区亀戸一丁目4番2号に本店を置き、健康食品の製造、販売等を営む事業者である。
- (2) モイストは、通信販売の方法により、本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) モイストは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア モイストは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成27年11月2日から平成31年2月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年7月18日から平成31年2月15日までの間、本件商品の容器包装の写真と共に、「麴 こうじ の生酵素がダイエットを応援。」と記載し、「Q. 40代、50代の方に質問です！」と題し、「みなさんのスタイルのお悩みは？」、「運動も食事制限も頑張ってるのに・・・」、「若い頃より減りづらくなった」、「昔はこんなじゃなかったのに・・・」、「食べる量は同じなのにサイズが大きくなる」と記載、「その原因！」、「酵素不足かもしれません・・・」等と記載するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、モイストに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、モイストは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、モイストは、前記アの表示について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年7月18日から平成31年2月15日までの間、「◎体験談は個人の感想です。使用感には個人差があります。」等と記載するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記アの表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

- (5) モイストは、平成31年3月20日、前記(4)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、モイストが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景

品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

表示期間	表示内容
平成27年11月2日から平成29年7月18日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の容器包装の写真と共に、「アラフィフの彼女がこんなに美しい理由」及び「その秘密は！ 麹酵素ダイエットサポート」と記載。 ・うつむいている人物の写真と共に、「こんなお悩み、最近、抱えていませんか？」、「<input checked="" type="checkbox"/>若い頃に比べて体が重い」、「<input checked="" type="checkbox"/>食べる量を減らしても変化が出ない」と記載、「それは体内の酵素不足が原因かもしれません。」と記載、「◆各世代ごとのリンパ球における酵素量の変化」と題し、横軸に「20代」、「30代」、「40代」、「50代」、「60代」、「70代以上」、縦軸に「0」、「20」、「40」、「60」、「80」、「100%」と記載した年齢が上がるに従って酵素量が減ることを示唆するグラフと共に、「30～60代で4分の1まで減ります！！」、「体内にある酵素は食べ物の消化や代謝をサポートしています。そのため不足すると、代謝が衰え太りやすくなったり、不調を招くことがあります。しかも酵素は年を追うごとに減少してしまいます。」、「つまり、加齢とともに減りにくい体になっているのです。」及び「そこで近年注目されているのが酵素サプリメント。」と記載及び本件商品の容器包装の写真と共に、「<small>ぎっごくこうじ</small> <small>なまこうそ</small> 雑穀 麹の生酵素 約1ヶ月分/60粒入り」と記載。 ・「選ぶなら雑穀麹の生酵素の理由」と題し、「3. 良質なアシスト成分」、「119種の生酵素がフルパワーで働けるのは良質なアシスト成分があつてこそ。あなたのからだのことを考え、こだわり抜いた4つの成分がダイエットの手助けをしてくれます。」、「ダイジェザイム®」、「小麦ふすまから作られた植物性酵素。アミラーゼ・プロテアーゼ・リパーゼ・セルラーゼ・ラクターゼの5つの消化酵素を含み、119種の生酵素の働きをサポートします。」、「ダイエットサポート成分」、「生酵素をバックアップし、あなたのダイエットを多角的にサポートしてくれるダイエットサポート成分3つを厳選配合。」、「茶カテキン スリムな体を保ちたい方に人気の成分」、「酵母 甘いものが好きな方の強い味方」及び「チアシード 食べ物の脂肪を分解する酵素」と記載。 <p style="text-align: right;">(別添1)</p>
平成29年7月18日から平成31年2月15日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の容器包装の写真と共に、「麹 こうじ の生酵素がダイエットを応援。」と記載。 ・「Q. 40代、50代の方に質問です！」と題し、「みなさんのスタ

表示期間	表示内容
	<p>イルのお悩みは?」、「運動も食事制限も頑張ってるのに・・・」、「若い頃より減りづらくなった」、「昔はこんなじゃなかったのに・・・」、「食べる量は同じなのにサイズが大きくなる」と記載、「その原因!」、「酵素不足かもしれません・・・」と記載、「■年代別の膵消化酵素分泌」と題し、年齢が上がるに従って数値が減少することを示唆するグラフと共に、「加齢とともにどんどん減少!」、「酵素は私たちの体を動かし、維持するために必要不可欠なもの。食事をサポートし、健康的なスタイルづくりに欠かせない成分ですが、体内の酵素は加齢とともに減少し、特に40代から激減します。」、「酵素が不足すると・・・」、「体のリズムの乱れ」、「栄養が足りなくなる」、「代謝が追いつかない」、「負のスパイラルに!」、「その結果」、「ガーン」と付記された人物の写真と共に、「減りにくい体になるのです!!」、「だから」及び『酵素』が大流行中!」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実感の声も続々!!」と題し、体験談として、「感激です!!もう若くないと諦めていたのに・・・50代の私でも実感できました!」と記載及び体験談として、「生まれ変わったみたい!!スタイルがシュッとして鏡を見るのが楽しくなりました!」と記載。 ・『雑穀麹の生酵素』 その人気の理由は・・・」と題し、「人気の理由5」、「さらに!厳選された成分がダイエットをサポート!」、「ダイエットに燃えたいアナタに嬉しい 茶カテキン」、「水につけると10倍に膨らみ空腹をサポート! チアシード」、「甘いものが好きな方の強い味方 酵母」及び「ダイエット中に不足しがちな栄養素 ビタミン11種&ミネラル7種」と記載。 ・「実感の声続々!!」と題し、体験談として、「麹酵素の力を借りて無理なく続けられました! 35歳を過ぎた頃から食事制限だけでは結果が出にくくなりました。悩んでいた時に出会ったのが『雑穀麹の生酵素』。こうじは質の良い酵素が沢山含まれていて、40代以上のダイエットサポートにも良いと聞いたので期待して始めました。無理なダイエットではないので身も心もスッキリ!私にはあっているようです!」と記載、体験談として、「ブヨブヨだった私でも・・・きれいになったって褒められました! 昔から食べる量は変わっていないのに、いつの間にかブヨブヨのおバサン体型に(涙)。」、「私の場合、歳のせいなのか実感するまでに3ヵ月くらいかかりましたが、今では自分のスタイルに満足して

表示期間	表示内容
	<p>います。娘にも『ママきれいになった！』って褒められました！」と記載及び体験談として、「あの頃の自分を取り戻したい！3週間目くらいから実感がもてるように！ 同窓会までにあの頃の自分を取り戻したい！と一念発起し、飲み始めました。」「すると3週間目くらいから着実に目標に近づいている実感がもてるようになったんです♥同窓会ではみんなに『若いね』『変わらないね』と言われ感激です！これからも続けて、いつまでも若々しくいたいと思います。」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細身の人物の写真と共に、「さあ、あなたも今すぐ！！『雑穀麹の生酵素』で理想の自分に！！」と記載。 <p style="text-align: right;">(別添2)</p>
<p>平成29年10月27日から平成31年2月15日までの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の容器包装の写真と共に、「麹 こうじ の生酵素がダイエットを応援。」と記載。 ・「Q. 40代、50代の方に質問です！」と題し、「みなさんのスタイルのお悩みは？」、「運動も食事制限も頑張ってるのに・・・」、「若い頃より減りづらくなった」、「昔はこんなじゃなかったのに・・・」、「食べる量は同じなのにサイズが大きくなる」と記載、「その原因！」、「酵素不足かもしれません・・・」と記載、「■年代別の膵消化酵素分泌」と題し、年齢が上がるに従って数値が減少することを示唆するグラフと共に、「加齢とともにどんどん減少！」、「酵素は私たちの体を動かし、維持するために必要不可欠なもの。食事をサポートし、健康的なスタイルづくりに欠かせない成分ですが、体内の酵素は加齢とともに減少し、特に40代から激減します。」、「酵素が不足すると・・・」、「体のリズムの乱れ」、「栄養が足りなくなる」、「代謝が追いつかない」、「負のスパイラルに！」、「その結果」、「ガーン」と付記された人物の写真と共に、「減りにくい体になるのです！！」、「だから」及び「『酵素』が大流行中！」と記載。 ・「実感の声も続々！！」と題し、体験談として、「感激です！！もう若くないと諦めていたのに・・・50代の私でも実感できました！」と記載及び体験談として、「生まれ変わったみたい！！スタイルがシュッとして鏡を見るのが楽しくなりました！」と記載。 ・「『雑穀麹の生酵素』その人気の理由は・・・」と題し、「人気の理由5」、「さらに！<u>厳選された成分がダイエットをサポート！</u>」、「ダイエットに燃えたいアナタに嬉しい 茶カテキン」、「水につける

表示期間	表示内容
	<p>と10倍に膨らみ空腹をサポート！ チアシード」、「甘いものが好きな方の強い味方 酵母」及び「ダイエット中に不足しがちな栄養素 ビタミン11種&ミネラル7種」と記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実感の声続々！！」と題し、体験談として、「麹酵素の力を借りて無理なく続けられました！ 35歳を過ぎた頃から食事制限だけでは結果が出にくくなりました。悩んでいた時に出会ったのが『雑穀麹の生酵素』。こうじは質の良い酵素が沢山含まれていて、40代以上のダイエットサポートにも良いと聞いたので期待して始めました。無理なダイエットではないので身も心もスッキリ！私にはあっているようです！」と記載、体験談として、「ブヨブヨだった私でも・・・きれいになったって褒められました！ 昔から食べる量は変わっていないのに、いつの間にかブヨブヨのオバサン体型に（涙）。」、「私の場合、歳のせいなのか実感するまでに3ヵ月くらいかかりましたが、今では自分のスタイルに満足しています。娘にも『ママきれいになった！』って褒められました！」と記載及び体験談として、「あの頃の自分を取り戻したい！3週間目くらいから実感がもてるように！ 同窓会までにあの頃の自分を取り戻したい！と一念発起し、飲み始めました。」、「すると3週間目くらいから着実に目標に近づいている実感がもてるようになったんです♥同窓会ではみんなに『若いね』『変わらないね』と言われ感激です！これからも続けて、いつまでも若々しくいたいと思います。」と記載。 ・細身の人物の写真と共に、「さあ、あなたも今すぐ！！『雑穀麹の生酵素』で理想の自分に！！」と記載。 <p style="text-align: right;">(別添3)</p>

別表 2

表示期間	表示内容
平成 29 年 7 月 18 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間	・「◎体験談は個人の感想です。使用感には個人差があります。」及び「◎適切な食事制限と運動、本商品を併用した結果」 (別添 2)
平成 29 年 10 月 27 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間	・「◎体験談は個人の感想です。使用感には個人差があります。」及び「◎適切な食事制限と運動、本商品を併用した結果」 (別添 3)